

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第131期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社 高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 伊野部 重晃
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822-9311（代表）
【事務連絡者氏名】	経営統括部長 和田 広男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 岩崎 文明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号）

(注)徳島支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
		第3四半期連結 累計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	第3四半期連結 累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	第3四半期連結 会計期間 (自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	第3四半期連結 会計期間 (自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	21,793	19,266	6,584	6,214	28,136
経常利益(は経常損失)	百万円	1,661	752	122	1,366	2,885
四半期純利益 (は四半期純損失)	百万円	939	233	18	2,245	
当期純利益	百万円					1,485
純資産額	百万円			47,820	50,005	48,571
総資産額	百万円			958,460	948,274	938,146
1株当たり純資産額	円			308.18	327.81	314.46
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期 純損失金額)	円	9.29	2.31	0.17	22.20	
1株当たり当期純利益金額	円					14.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	9.00	0.78	0.16		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円					9.58
自己資本比率	%			4.81	5.07	4.99
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,195	3,235			24,934
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	54,506	20,525			54,139
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	14,994	325			14,992
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高	百万円			29,654	19,141	36,758
従業員数	人			969	970	967

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第3四半期連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

4. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「損益計算書」にもとづいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	970 [162]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり嘱託及び臨時従業員163人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 嘱託及び臨時従業員には、派遣社員は含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	913
---------	-----

- (注) 従業員数は、就業人員であり嘱託及び臨時従業員60人を含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日～平成22年12月31日）におけるわが国の経済は、海外経済の回復が緩やかになるなかで、輸出や生産は減速してきており、設備投資は持ち直しの動きがあるものの、雇用・所得環境は足踏み状態で、不透明感が継続する状況となりました。

当行が主要経営基盤としている高知県の経済は、観光関連を中心として持ち直しており、家電エコポイント半減前の駆け込み需要等一部で明るい動きもありましたが、消費の節約志向は根強く、雇用環境は依然低水準の状況が続いており、全体では停滞感が払拭できない状況が続きました。

こうした厳しい経済環境下において、当行グループは、事業の伸展と経営体質の改善強化に努め、当第3四半期連結会計期間の経営成績は次のとおりとなりました。

預金は、前連結会計年度末比89億円増加（1.04%増）し、当第3四半期連結会計期間末残高は8,688億円となりました。一方、貸出金は前連結会計年度末比44億円減少（0.68%減）し、当第3四半期連結会計期間末残高は6,478億円となりました。また有価証券は、前連結会計年度末比217億円増加（9.41%増）し、当第3四半期連結会計期間末残高は2,524億円となりました。

この結果、総資産は前連結会計年度末比101億円増加（1.07%増）し、当第3四半期連結会計期間末残高9,482億円、負債は前連結会計年度末比86億円増加（0.97%増）し、当第3四半期連結会計期間末残高8,982億円、純資産は前連結会計年度末比14億円増加（2.95%増）し、当第3四半期連結会計期間末残高は500億円となりました。

当第3四半期連結会計期間における損益面については、経常収益は前年同四半期比3億70百万円減少し62億14百万円、経常費用は前年同四半期比11億18百万円増加し75億80百万円となり、この結果、経常利益は前年同四半期比14億89百万円減少し13億66百万円の経常損失となりました。四半期純利益は前年同四半期比22億63百万円減少し22億45百万円の純損失となりました。なお、当第3四半期連結累計期間の経常収益は192億66百万円、経常費用は185億13百万円で、経常利益は7億52百万円、四半期純利益は2億33百万円となっております。

当第3四半期連結会計期間のセグメント情報における業績については、銀行業務における経常収益は49億8百万円、セグメント利益は14億81百万円、リース業務における経常収益は12億52百万円、セグメント利益は84百万円、クレジットカード業務における経常収益は1億21百万円、セグメント利益は17百万円となりました。なお、当第3四半期連結累計期間においては、銀行業務での経常収益は152億25百万円、セグメント利益は4億1百万円、リース業務での経常収益は39億88百万円、セグメント利益は2億61百万円、クレジットカード業務での経常収益は3億69百万円、セグメント利益は61百万円となっております。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結会計期間における資金運用収支は、前第3四半期連結会計期間比65百万円増加して39億9百万円となりました。これは、国内業務部門で同34百万円増加して37億95百万円、国際業務部門で同30百万円増加して1億13百万円となったことによるものです。

役務取引等収支は前第3四半期連結会計期間比9百万円増加し61百万円となりました。これは、国内業務部門で同8百万円増加し56百万円、国際業務部門で4百万円となったことによるものです。

その他業務収支は前第3四半期連結会計期間比3億25百万円減少して1億62百万円となりました。これは、国内業務部門で同3億25百万円減少して1億49百万円、国際業務部門で12百万円となったことによるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	3,760	83	3,844
	当第3四半期連結会計期間	3,795	113	3,909
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	4,532	110	26 4,616
	当第3四半期連結会計期間	4,353	139	25 4,467
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	771	26	26 772
	当第3四半期連結会計期間	557	25	25 557
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	48	3	51
	当第3四半期連結会計期間	56	4	61
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	460	5	466
	当第3四半期連結会計期間	448	5	454
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	412	2	414
	当第3四半期連結会計期間	391	1	393
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	474	12	487
	当第3四半期連結会計期間	149	12	162
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	1,432	12	1,445
	当第3四半期連結会計期間	1,231	12	1,244
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	957	-	957
	当第3四半期連結会計期間	1,081	-	1,081

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び国内子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第3四半期連結会計期間0百万円、当第3四半期連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結会計期間における役務取引等収益は、前第3四半期連結会計期間比12百万円減少して4億54百万円となりました。これは、国内業務部門で同12百万円減少して4億48百万円、国際業務部門で5百万円となったことによるものであります。

一方、役務取引等費用は前第3四半期連結会計期間比21百万円減少して3億93百万円となりました。これは、国内業務部門で同20百万円減少して3億91百万円、国際業務部門で1百万円となったことによるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	460	5	466
	当第3四半期連結会計期間	448	5	454
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	112	-	112
	当第3四半期連結会計期間	106	-	106
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	176	5	181
	当第3四半期連結会計期間	170	5	176
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	51	-	51
	当第3四半期連結会計期間	50	-	50
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	10	-	10
	当第3四半期連結会計期間	11	-	11
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結会計期間	0	-	0
	当第3四半期連結会計期間	0	-	0
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	3	0	3
	当第3四半期連結会計期間	3	0	3
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	412	2	414
	当第3四半期連結会計期間	391	1	393
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	29	2	31
	当第3四半期連結会計期間	28	1	29

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び国内子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況
該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第3四半期連結会計期間	868,362	1,551	869,914
	当第3四半期連結会計期間	867,152	1,671	868,823
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	253,101	-	253,101
	当第3四半期連結会計期間	258,285	-	258,285
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	614,293	-	614,293
	当第3四半期連結会計期間	608,078	-	608,078
うちその他	前第3四半期連結会計期間	967	1,551	2,519
	当第3四半期連結会計期間	788	1,671	2,459
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	550	-	550
	当第3四半期連結会計期間	400	-	400
総合計	前第3四半期連結会計期間	868,912	1,551	870,464
	当第3四半期連結会計期間	867,552	1,671	869,223

- （注）1．国内業務部門は当行及び国内子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
- 2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 3．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
- 4．連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	649,059	100.00	647,819	100.00
製造業	61,221	9.43	58,858	9.08
農業、林業	2,547	0.39	2,384	0.37
漁業	3,324	0.51	3,002	0.46
鉱業、採石業、砂利採取業	257	0.04	204	0.03
建設業	41,740	6.43	38,974	6.02
電気・ガス・熱供給・水道業	500	0.08	-	-
情報通信業	4,951	0.76	4,709	0.73
運輸業、郵便業	18,352	2.83	17,550	2.71
卸売業、小売業	100,364	15.46	95,888	14.80
金融業、保険業	35,000	5.39	45,393	7.01
不動産業、物品賃貸業	89,954	13.86	93,182	14.38
各種サービス業	89,461	13.78	92,610	14.30
地方公共団体	72,103	11.11	73,548	11.35
その他	129,279	19.93	121,510	18.76
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	649,059		647,819	

（注）「国内」とは当行及び国内子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末比86億88百万円減少して191億41百万円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

預金の増加等により9億80百万円となりました。（前年同四半期連結会計期間比205億73百万円増加）

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の取得による支出等が償還等による収入を上回ったことにより96億66百万円となりました。（前年同四半期連結会計期間比43億28百万円増加）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

リース債務の返済による支出等により1百万円となりました。（前年同四半期連結会計期間比150億円減少）

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行及び当行グループの重要な経営課題は「収益力の強化」と「資産の健全化」であると認識しております。「収益力の強化」の実現のためにトップライン収益の向上や経費削減の徹底に努めるとともに、「資産の健全化」の実現のために良質な貸出資産の増強や経営改善支援活動の強化に努力してまいります。

今後も、役職員一同が地域金融機関として求められている金融仲介機能を着実に果たし、地域経済の発展に貢献する経営に徹してまいります。そしてコンプライアンスの徹底とリスク管理態勢の強化により経営の透明性及び健全性を確保してまいります。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却の計画は次のとおりであります。
銀行業セグメント

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定年月
当行	東京支店	東京都調布市	社宅	467	平成23年3月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000(注)
第1種優先株式	400,000,000(注)
計	400,000,000(注)

(注) 当行の発行可能株式総数は400,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、上記のとおりであります。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	102,448,000	102,448,000	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株であります。
第1種優先株式 (注)1	75,000,000	75,000,000	非上場	(注)2、3、4
計	177,448,000	177,448,000		

- (注) 1. 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限等は、(注) 4.に記載のとおりであります。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
3. 単元株式数は1,000株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
4. 第1種優先株式の内容は下記のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
当銀行は、定款第34条第1項に定める期末の剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下、「第1種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (2) 第1種優先配当率
平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第1種優先配当率
第1種優先配当率 = 初年度第1種優先配当金 ÷ 第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）
上記の算式において「初年度第1種優先配当金」とは、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第1種優先株式の発行決議日を第1種優先配当率決定日として算出する。）に1.10%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。
平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第1種優先配当率
第1種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.10%
なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第1種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「第1種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。
ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当率は8%とする。
- (3) 非累積条項
ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(5) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第1種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第1種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から平成36年12月28日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は51円とする（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する意味を有する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ・またはロ・と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ・に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ・()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本()に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ・()ないし()）に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ・およびロ・に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ・() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ・() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ・()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額(下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年12月29日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、各第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2)【新株予約権等の状況】

平成20年8月8日の取締役会において決議されたもの

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	92(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成20年8月27日 至平成50年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 95円 資本組入額 48円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものと する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

平成21年8月12日の取締役会において決議されたもの

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	112(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成21年8月28日 至平成51年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 83円 資本組入額 42円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものと する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

平成22年 8月12日の取締役会において決議されたもの

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	146(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	146,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成52年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 67円 資本組入額 34円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は、1,000株とする。

(注2) 新株予約権の割当日後に当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

(注3) 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から3カ月以内に限り新株予約権を行使することができる。

(3) その他権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注4) 当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当行が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年12月31日	-	177,448	-	19,544,000	-	11,751,232

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 75,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,357,000		当行保有の普通株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,097,000	100,097	
単元未満株式	普通株式 994,000(注)2		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	177,448,000		
総株主の議決権		100,097	

(注)1. 第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が143株含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	1,357,000		1,357,000	0.76
計		1,357,000		1,357,000	0.76

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	82	80	78	73	73	73	71	77	82
最低(円)	75	72	71	69	69	70	66	65	73

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 第1種優先株式

第1種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

また、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

なお、有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2 26,992	2 37,585
コールローン及び買入手形	6,000	-
商品有価証券	1,121	1,208
金銭の信託	1,158	1,120
有価証券	2 252,404	2 230,684
貸出金	1 647,819	1 652,255
外国為替	1,216	656
リース債権及びリース投資資産	2 6,486	2 6,667
その他資産	2 8,308	2 7,270
有形固定資産	3 15,791	3 16,382
無形固定資産	1,574	1,794
繰延税金資産	3,243	4,164
支払承諾見返	3,617	4,066
貸倒引当金	27,460	25,711
資産の部合計	948,274	938,146
負債の部		
預金	868,823	859,861
譲渡性預金	400	1,000
借入金	8,927	5,426
外国為替	0	0
社債	4,300	4,300
その他負債	5,704	8,255
賞与引当金	120	241
退職給付引当金	3,411	3,365
役員退職慰労引当金	5	14
睡眠預金払戻損失引当金	164	147
再評価に係る繰延税金負債	2,551	2,640
負ののれん	243	256
支払承諾	3,617	4,066
負債の部合計	898,269	889,575
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,746	16,749
利益剰余金	6,494	6,487
自己株式	219	224
株主資本合計	42,565	42,556
その他有価証券評価差額金	2,312	938
土地再評価差額金	3,261	3,353
評価・換算差額等合計	5,573	4,292
新株予約権	27	20
少数株主持分	1,838	1,701
純資産の部合計	50,005	48,571
負債及び純資産の部合計	948,274	938,146

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 3 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
経常収益	21,793	19,266
資金運用収益	13,933	13,506
(うち貸出金利息)	11,739	10,956
(うち有価証券利息配当金)	2,141	2,503
役務取引等収益	1,432	1,380
その他業務収益	5,974	4,238
その他経常収益	452	141
経常費用	20,131	18,513
資金調達費用	2,374	1,812
(うち預金利息)	2,196	1,652
役務取引等費用	1,336	1,204
その他業務費用	3,499	3,335
営業経費	10,611	9,457
その他経常費用	2,310	2,702
経常利益	1,661	752
特別利益	6	4
固定資産処分益	3	-
償却債権取立益	3	4
特別損失	650	358
固定資産処分損	20	21
減損損失	629	332
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4
税金等調整前四半期純利益	1,017	398
法人税、住民税及び事業税	131	123
法人税等調整額	168	100
法人税等合計	36	22
少数株主損益調整前四半期純利益		375
少数株主利益	114	141
四半期純利益	939	233

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,017	398
減価償却費	1,060	845
減損損失	629	332
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4
負ののれん償却額	12	12
株式報酬費用	10	9
貸倒引当金の増減()	525	1,749
賞与引当金の増減額(は減少)	133	121
退職給付引当金の増減額(は減少)	49	46
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1	9
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	14	16
資金運用収益	13,933	13,506
資金調達費用	2,374	1,812
有価証券関係損益()	1,545	143
金銭の信託の運用損益(は運用益)	42	37
為替差損益(は益)	0	1
固定資産処分損益(は益)	17	21
商品有価証券の純増()減	384	87
貸出金の純増()減	4,738	4,436
預金の純増減()	50,185	8,961
譲渡性預金の純増減()	550	600
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	1,203	3,501
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	19,818	7,023
コールローン等の純増()減	8,000	6,000
外国為替(資産)の純増()減	442	559
外国為替(負債)の純増減()	0	0
リース債権及びリース投資資産の純増()減	93	147
資金運用による収入	13,217	12,857
資金調達による支出	1,733	1,555
その他	3,707	2,246
小計	17,985	3,415
法人税等の支払額	183	180
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,802	3,235

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	244,684	93,814
有価証券の売却による収入	123,392	31,316
有価証券の償還による収入	67,252	42,276
有形固定資産の取得による支出	189	311
有形固定資産の売却による収入	144	38
無形固定資産の取得による支出	29	31
無形固定資産の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,113	20,525
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	15,000	-
配当金の支払額	-	318
少数株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の売却による収入	0	0
リース債務の返済による支出	3	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,994	325
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	21,317	17,616
現金及び現金同等物の期首残高	50,971	36,758
現金及び現金同等物の四半期末残高	29,654	19,141

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益に与える影響は軽微であります。税金等調整前四半期純利益は4百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は10百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当ありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																						
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>7,193百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>43,033百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>2,237百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>27,066百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>2,625百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>346百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券28,606百万円、預け金18百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 14,032百万円</p>	破綻先債権額	7,193百万円	延滞債権額	43,033百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	2,237百万円	有価証券	27,066百万円	リース債権及びリース投資資産	2,625百万円	その他資産	346百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>6,769百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>37,370百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>1,615百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産 有価証券 21,612百万円 リース債権及びリース投資資産 2,789百万円 その他資産 211百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券28,021百万円、預け金18百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 13,689百万円</p>	破綻先債権額	6,769百万円	延滞債権額	37,370百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	1,615百万円
破綻先債権額	7,193百万円																						
延滞債権額	43,033百万円																						
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																						
貸出条件緩和債権額	2,237百万円																						
有価証券	27,066百万円																						
リース債権及びリース投資資産	2,625百万円																						
その他資産	346百万円																						
破綻先債権額	6,769百万円																						
延滞債権額	37,370百万円																						
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																						
貸出条件緩和債権額	1,615百万円																						

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,392百万円、株式等償却702百万円、貸出金償却40百万円及び株式等売却損25百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,286百万円、株式等償却256百万円、株式等売却損44百万円及び貸出金償却9百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																								
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>50,329</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>5,333</td> </tr> <tr> <td>譲渡性預け金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>29,654</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	50,329	普通預け金	177	定期預け金	5,333	譲渡性預け金	15,000	その他預け金	164	現金及び現金同等物	29,654	<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>26,992</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>374</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>譲渡性預け金</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>19,141</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	26,992	普通預け金	374	定期預け金	333	譲渡性預け金	7,000	その他預け金	142	現金及び現金同等物	19,141
現金預け金勘定	50,329																								
普通預け金	177																								
定期預け金	5,333																								
譲渡性預け金	15,000																								
その他預け金	164																								
現金及び現金同等物	29,654																								
現金預け金勘定	26,992																								
普通預け金	374																								
定期預け金	333																								
譲渡性預け金	7,000																								
その他預け金	142																								
現金及び現金同等物	19,141																								

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

当第3四半期連結会計期間末株式数	
発行済株式	
普通株式	102,448
種類株式	75,000
合計	177,448
自己株式	
普通株式	1,357
種類株式	-
合計	1,357

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間末残高(百万円)
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			27
合計				27

3. 配当に関する事項

(1) 当第3四半期連結累計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	252	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	その他利益剰余金
	種類株式	66	0.884	平成22年3月31日	平成22年6月30日	その他利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	17,479	4,313	21,793	-	21,793
(2) セグメント間の内部経常収益	88	368	457	(457)	-
計	17,567	4,682	22,250	(457)	21,793
経常利益	1,336	332	1,668	(7)	1,661

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業務.....銀行業

(2) 金融関連業務.....リース、クレジットカード業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社3社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、高知カード株式会社において、クレジットカード業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	15,148	3,748	369	19,266	-	19,266
セグメント間の内部経常収益	77	240	-	317	(317)	-
計	15,225	3,988	369	19,583	(317)	19,266
セグメント利益	401	261	61	724	28	752

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. セグメント利益の調整額28百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日現在)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

科目	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券			
満期保有目的の債券	500	476	23
その他有価証券	251,006	251,006	-

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等898百万円は、上表には含めておりません。

(注) 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

変動利付国債の時価については、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しいこと等から、市場価格を時価としてみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によって時価評価しております。

これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は667百万円増加、「繰延税金資産」は269百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は397百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算定した現在価値を、当行から独立した第三者より入手し、当該現在価値から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

- 1 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。
- 2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	500	476	23
外国債券	500	476	23
合計	500	476	23

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	6,459	5,827	632
債券	213,255	217,842	4,587
国債	101,572	103,659	2,087
地方債	17,460	17,785	325
短期社債	1,999	1,999	0
社債	92,222	94,397	2,174
その他	34,506	34,337	169
外国債券	25,796	25,983	187
合計	254,222	258,006	3,784

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、株式246百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」は、当第3四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち発行者の業績推移等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断することとしております。

(金銭の信託)

金銭の信託の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第3四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	327.81	314.46

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	9.29	2.31
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	9.00	0.78

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	939	233
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	939	233
普通株式の期中平均株式数	千株	101,068	101,086
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	3,204	197,644
うち優先株式	千株	3,030	197,368
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-	-

(重要な後発事象)

該当ありません。

2【その他】

第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	6,584	6,214
資金運用収益	4,616	4,467
(うち貸出金利息)	3,857	3,622
(うち有価証券利息配当金)	744	835
役務取引等収益	466	454
その他業務収益	1,445	1,244
その他経常収益	57	48
経常費用	6,462	7,580
資金調達費用	773	558
(うち預金利息)	714	506
役務取引等費用	414	393
その他業務費用	957	1,081
営業経費	3,388	3,032
その他経常費用	1 929	1 2,515
経常利益(又は経常損失())	122	1,366
特別利益	3	809
固定資産処分益	3	-
貸倒引当金戻入額	-	810
償却債権取立益	0	1
特別損失	17	4
固定資産処分損	17	4
税金等調整前四半期純利益(又は税金等調整前四半期純損失())	108	2,180
法人税、住民税及び事業税	53	43
法人税等調整額	4	7
法人税等合計	48	50
少数株主損益調整前四半期純損失()		2,231
少数株主利益	41	13
四半期純利益(又は四半期純損失())	18	2,245

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額695百万円、株式等償却162百万円、株式等売却損25百万円及び貸出金償却17百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,286百万円、株式等償却133百万円、株式等売却損44百万円及び貸出金償却7百万円を含んでおります。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	5,355	1,229	6,584	-	6,584
(2) セグメント間の内部経常収益	26	104	131	(131)	-
計	5,382	1,333	6,715	(131)	6,584
経常利益(は経常損失)	3	128	124	(2)	122

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業
- (2) 金融関連業務.....リース、クレジットカード業

(所在地別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(国際業務経常収益)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(セグメント情報)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	4,884	1,207	121	6,214	-	6,214
セグメント間の内部経常収益	23	44	-	68	(68)	-
計	4,908	1,252	121	6,282	(68)	6,214
セグメント利益又は損失()	1,481	84	17	1,379	13	1,366

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. セグメント利益の調整額13百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

1 株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額(は1株当たり四半期純損失金額)	円	0.17	22.20
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	0.16	-

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額			
四半期純利益(は四半期純損失)	百万円	18	2,245
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益(は四半期純損失)	百万円	18	2,245
普通株式の期中平均株式数	千株	101,072	101,092
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	9,292	-
うち優先株式	千株	9,057	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-	-

2. なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第3四半期連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 楠原 利和 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 壁谷 惠嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は確定給付企業年金制度と退職一時金制度で構成する退職給付制度を採用していたが、平成22年1月1日付で確定給付企業年金制度を廃止し、確定拠出企業型年金制度（前払い退職金制度との選択制）と退職一時金制度で構成する退職給付制度へ移行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠原 利和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁谷 惠嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。